

第十四回熊本大学附属図書館特殊資料展

阿蘇家文書に見る肥後の南北朝

【出品目録】

平成9年11月1日～11月3日

熊本大学附属図書館

公開講演会

講師 熊本大学文学部教授 工藤敬一氏

演題 阿蘇家文書のおもしろさ

日時 平成9年11月1日(土) 13:30～15:00

場所 附属図書館会議室

IV (2) 高師直書状

高師直書状
 吾等佐之政所下九列
 三國の諸君自將軍政所下
 九月廿六日 高師直書状
 阿蘇家文書
 阿蘇家文書

IV (3) 將軍足利尊氏御判御教書

將軍足利尊氏御判御教書
 吾等佐之政所下九列
 三國の諸君自將軍政所下
 九月廿六日 高師直書状
 阿蘇家文書

阿蘇家文書

阿蘇家文書（34巻36冊）が重要文化財に指定されたのが1987年6月であるから、今年は丁度10周年ということになる。この間、文部省および大学の理解ある措置により、ごわごわの表装だった全34巻の古文書は、重要文化財にふさわしい見事な卷子に生まれ変わりつつある。指定から10年その作業は毎年2巻ずつの改装で漸く半ばを越えたところである。

今回の展観は10年前の第4回特殊資料展と一部重複する所もあるが、南北朝を中心に古文書学的にも興味深い文書を選んでみた。

I 鎌倉幕府の成立による社領の再編成

阿蘇社および末社の甲佐・健軍の二社は、源平内乱以前、国衙から免田分の例下米が与えられていた。しかし内乱によって国衙機能は麻痺してしまった。社家の強い要求を受けた国衙は朝廷に奏聞して、例下米の代として公田300町を特定地域に片寄^{かたよせ}して不輸の神領とすることを求め、建久5年閏8月15日の宣旨でそれが認められた。

この背景には、平家与同の勢力であった阿蘇大宮司家の上に立つものとして、北条時政の阿蘇本末社領預所職の獲得があった。このため鎌倉期の阿蘇家文書には北条時政・義時・泰時・経時ら北条氏歴代の発給文書が多い。

- (1) 北条時政下文 建久6年正月11日(1195) (1-6)
時政が預所として新大宮司の阿蘇惟次に南郷についての特別な権限を認めたもの。「往古屋敷に依り」の論理が注目される。
- (2) 肥後国司庁宣 建久6年2月 日(1195) (1-7)
「片寄」の宣旨にもとずき、肥後国司(大介)藤原敦綱が宣旨の趣旨を在庁官人に指示したもの。これをうけて翌3月立券の手続がとられた。
- (3) 北条時政書下 (建久9年)12月15日(1198) (1-12)
「片寄」に反対する郡司や在庁官人らに対し、時政がその不当なることをつよく指示したもの。「片寄」自体幕府の方針にもとづく荘園公領制の再編成であった。

II 建武政権の成立

元弘3年(1333)6月、足利高氏の六波羅攻撃が決定的引金となり鎌倉幕府は滅亡し、後醍醐天皇の建武政権が大きな期待の中に成立した。

同政権は守護と国司を併置し、両者に同日付同文の雑訴決断所牒を發した。

- (1) 宇治惟平契状 建武元年7月19日(1334) (5-79)
九条家領の守富荘(現下益城郡富合町)は甲佐社の権利と重なるところがあり、鎌倉後期得宗(北条氏家督家)の支配下にあったが、同荘の下司であった木原氏の権限の継承者たること主張する惟平は、新政権の諸国一・二宮興行(官社廢止令)に対応して、木原氏の約束にしたがい、旧体制に復する形で支配権の確保をはかった。
- (2) 後醍醐天皇綸旨(宿紙) 建武元年11月26日(1334) (5-81)
- (3) 豊前国国宣 建武元年12月17日(1334) (5-82)
- (4) 雑訴決断所牒 建武元年12月21日(1334) (5-83)
- (5) 雑訴決断所牒 建武元年12月21日(1334) (5-84)

(2)は後醍醐天皇が、足利尊氏の催促に応じて、六波羅探題攻撃に参加した阿蘇氏庶流の上島惟頼に、豊前国に恩賞地を付与したもの。(3)はそれを豊前の知行国主が伝達したものであり、(4)・(5)はそのこと

を雑訴決断所が国衙と守護所にそれぞれ指示したものである。

Ⅲ 尊氏、建武政権にそむく

公家一統の建武政権を不満とし、武士統率権の掌握をめざす尊氏は、建武2年11月鎌倉に下り叛旗を鮮明にする。後醍醐天皇は直ちに阿蘇氏一族に対し鎌倉に発向することを命じた。

(1) 後醍醐天皇綸旨(宿紙)(建武2年)11月25日(1335) (6-90)

(2) 後醍醐天皇綸旨(宿紙)(建武2年)11月28日(1335) (6-91)

共に鎌倉発向を命じた綸旨であるが、(2)が現職の大宮司で阿蘇氏惣領の惟直宛であるため「一族を相催し」の文言をふくみ、宛名書のある本来の綸旨の形式であるのに対し、(1)は前大宮司(惟時)宛のものであるため、本文中に宛名をふくむ疎略な形式がとられている。

(3) 上島惟頼軍忠状 建武2年12月27日(1335) (6-92)

さきに尊氏の催促で六波羅攻めに加わった惟頼は、尊氏・直義追罰のため鎌倉発向を命ぜられて参戦、菊池武重軍に属して菅根の合戦で負傷し、軍忠状を提出して確認を求めた。証判は菊池武重である。菊池軍はこの時いわゆる千本槍の戦法を用いたという。

Ⅳ 肥後の観応擾乱一直冬下向一

肥後河尻の領主河尻幸俊は、貞和5年(1349)尊氏の庶子で直義の養子となっていた兵衛佐足利直冬を肥後に迎え、以来九州では宮方(南朝一征西将軍宮方)、武家方(尊氏一九州探題方)、佐殿方(直義一直冬方)の三派でい立の状況となる。そして、どの勢力も阿蘇大宮司(惟時)を自らの陣営に引き込もうと働きかけた。ことに高師直の惟時宛の書状は、同文のものが2通とどけられており、古文書学上也きわめて注目される。

(1) 河尻幸俊願文 貞和5年9月20日(1349) (8-127)

直冬を迎えた幸俊は、菊池氏の南朝肥後守に対し、直冬の承認で「肥後守」を称して、大宮司(惟時)に阿蘇庄を寄進する(安堵する)との直冬の意向を伝え、直冬と自己の所願成就を願った。幸俊の自筆の可能性が高い。

(2) 高師直書状(阿蘇家文書)(貞和5年)9月28日(1349) (8-128)

(参考) 高師直自筆書状(早稲田大学所蔵文書)

(3) 将軍足利尊氏御判御教書 貞和5年10月11日(1349) (8-129)

直冬の九州到着が伝わると、尊氏・師直は直ちに追捕を命ずる。(2)・(3)いずれも宛先は大宮司惟時である。惟時は子息大宮司惟直の戦死後大宮司に復し、南朝方・武家方・直冬方いずれからもきわめて高く評価されていた。(2)・(3)は同筆で師直側近の右筆書きである。これは直冬追討が師直の意図によるものであったことをはしなくも示しているのではなかろうか。なお(参考)は(2)と同文で、師直自筆と判断される。

V 酬われぬ軍功—欲求不満の恵良惟澄—

惟時の女婿の惟澄は、一貫して南朝（宮方）の武将として活躍し、くり返し征西府に恩賞を請求しつづけて、欲求不満のまま生涯を終えた。彼の征西府に対する軍忠状と恩賞請求状は1345年から61年までの間に15通を数える。

- (1) 恵良惟澄官軍恩賞所望交名并闕所地注文草案 興国7年4月8日（1346） （7-114）
- (2) 恵良惟澄注進闕所中指合所領注文写 （年月日未詳） （7-115）
- (3) 恵良惟澄軍忠状 正平3季9月 日 （1348） （7-122）
- (4) 恵良惟澄申状 （年月日未詳） （8-137）

(1)は軍事指揮官としての惟澄が、官軍の恩賞所望者と所望対象地を、「一族方」と「他門方」に分けて列挙したものであり、(2)は闕所地として恩賞の対象とされようとする所領のうち、種々の理由で闕所としたい事情にあるものを書きあげたもので、惟澄自身の恩賞地もこの種の実質的に知行できない土地が多かった。(3)は惟澄の軍忠状では比較的早期のもので、元弘3年（1333）以来の戦歴を書きあげ、末尾には「合戦数百度、討取凶徒数千人、疵を被ること7ヶ所、討死の親類若党100余人」と記す。紙継目裏ごとに、未だ成人に達しない征西將軍宮懐良親王に供奉した五条頼元の花押がある。

(4)で惟澄は、自分は一貫して南朝方のために戦って来たが、実質的に一ヶ所の兵糧料所も与えられていない、守富荘も宮方一同の評議で拝領した所であるが、当知行人の河尻七郎が宮方に降ったため自分は知行できない、といている。内容からみて正平11・2年（1356～7）のものと思われる。恩賞としての兵糧料所は敵方の土地を奪って与えられる。しかし、かつての敵も降参すると味方の戦力となるから、簡単には没収できず、恩賞は有名無実となるが多かった。

VI 宮方・武家方兩大宮司家の分立

南・北朝＝宮方・武家方の対立は阿蘇大宮司家の分裂を招いた。たくみな政治力によって阿蘇氏の安泰を図って来た惟時が没すると、にわかに両勢力の阿蘇氏への働きかけが活発化する。その中から惟澄の嫡子で惟時の養子となっていた惟村系の武家方大宮司と次子惟武系の宮方大宮司が成立、それぞれ矢部（浜の館）と阿蘇南郷を拠点として活動する。その対立は宝徳3年（1451）惟村系の惟忠が惟武系の惟歳を養子に迎えるまで続く。

- (1) 將軍足利義詮御判御教書 延文6年2月22日（1361） （9-159）
- (2) 將軍足利義詮御判御教書 延文6年2月22日（1361） （9-160）
- (3) 征西將軍宮懐良親王令旨 正平16年5月25日（1361） （9-161）
- (4) 大友氏時書状 （康安2年）2月15日（1362） （10-168）
- (5) 大友氏時書状 （康安2年）2月15日（1362） （10-169）
- (6) 征西將軍宮懐良親王令旨 正平19年10月19日（1364） （10-175）

延文4＝正平14年（1359）8月の大保原（筑後川）の戦いの後、幕府の肥後対策の要の役割を

果たしたのは大友氏時であった。(1)は氏時の報告によりかねて武家方として働いていた惟村の勲功を賞したものであるが、同日付で惟村の父で一貫して宮方として活動して来た惟澄を肥後の守護に任ずることで一挙に阿蘇氏を武家方に誘引せんとしたのが(2)である。これに対し征西府もあらためて惟澄に惟時跡すなわち大宮司職を安堵したのが(3)である。

その後、氏時は惟村を守護に推挙し(4・5)、惟村は貞治元年(1362)將軍義詮から守護に補任される。一方、征西府は惟武に対し正平19年(1364)惟澄の遺跡相続を安堵し(6)、翌20年には大宮司職に補任した。

- (7) 宇土道光請文 正平24年12月1日(1369) (10-183)
- (8) 名和顕興請文 正平24年12月3日(1369) (10-184)
- (9) 名和顕興書状 正平24年12月3日(1369) (11-185)

ところで、一貫して宮方として活動した惟澄であったが、さいごには一族の将来を考え嫡子の惟村を惣領にたて、大宮司職と本来の社領や他国の所領にかかわる重代の文書を譲与した。これに対し惟武は征西府に惟村が社家代々の證券(文書)を抑留していると訴え、征西府は肥後の有力国人である宇土道光と名和顕興にその実否をたずねた。(7)・(8)はそれに対する回答である。調査命令への回答(請文)は、もし偽りを申したら八幡大菩薩や天満天神の神罰を受ける、という起請文言を付して提出された。(9)は(8)と同日付の惟武宛の顕興書状で、(8)で「真偽は知らない」と回答した顕興の気の遣い方がうかがわれる。

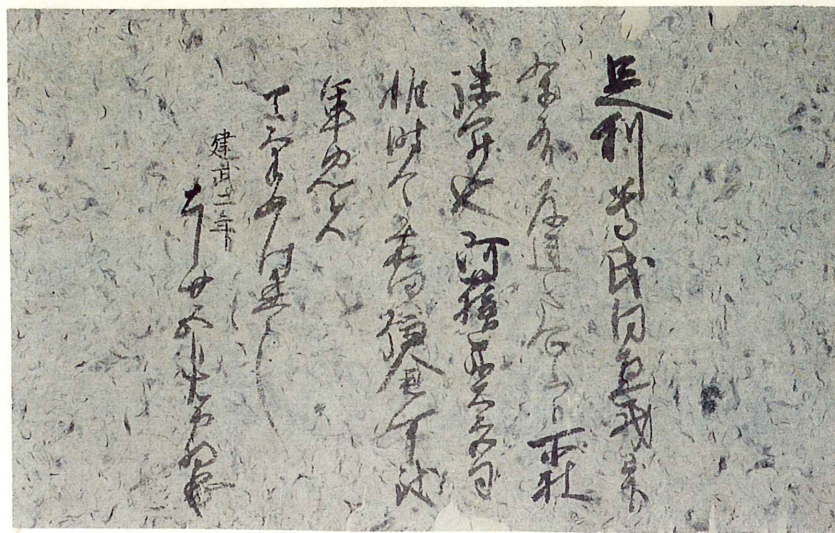
Ⅶ 大宮司惟豊の従三位昇叙

惟豊は矢部浜の館(現在の矢部高校地)で大永・天文年間30年にわたって大宮司の地位を保った。一連の文書は天文13年(1544)禁裏修理料献上の功により、従三位に叙せられた時の関係文書である。惟豊はこの後、天文18年には従二位に昇っている。本来従二位は右大臣・内大臣、従三位は中納言相当位である。戦国期になって荘園からの収入のとだえた朝廷・貴族は、高位の官職・位階で権威付をねらう地方の有力武士からの献金や幹旋料で辛うじて生活を維持した。なかでも大内義隆の献金は圧倒的に多い。惟豊の昇叙にも義隆の周旋があった。

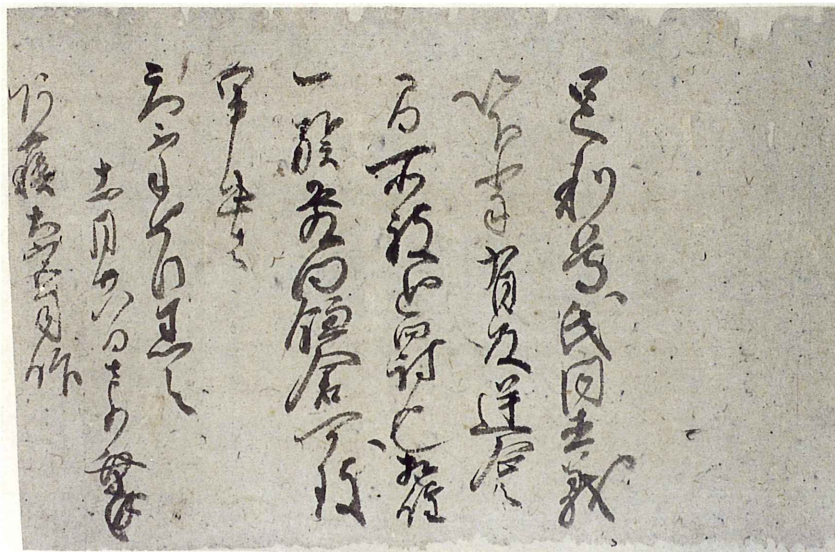
- (1) 後奈良天皇綸旨 (宿紙)(天文13年)9月16日(1544) (29-310)
- (2) 後奈良天皇口宣案(宿紙) 天文13年9月16日(1544) (29-311)
- (3) 後奈良天皇女房奉書 天文13年9月23日(1544) (29-312)
- (4) 広橋兼秀綸旨副状(切紙)(天文13年)9月23日(1544) (29-313)
- (5) 大内義隆書状 (切紙)(天文13年)11月13日(1544) (30-314)

天文13年9月16日惟豊は、禁裏修理料を献上した功によって、正四位下から従三位に昇叙された。(1)は上階のことを告げる後奈良天皇綸旨、(2)は辞令に当る口宣案である。ともに天皇の秘書局である蔵人所(頭人は広橋国光)から出されたもので宿紙(薄墨紙)が用いられている。後奈良天皇は、日野中納言(烏丸光康)に(3)の女房奉書などを持って勅使として惟豊のもとに下向し、上階のことを伝達する

とともに、自筆の般若心経を阿蘇社の社頭に納めるよう命じた。この時代、天皇の意志はしばしば勾当内侍の女房奉書の形で伝えられた。女房奉書は多くこのような散し書きで書かれた。そして(2)に見える上卿（担当公卿）の広橋兼秀が、これに添えて惟豊に遣した書状が(4)である。これらの文書は一括して勅使によって惟豊にとどけられたものとみられる。勅使光康は10月に浜の館に着き、11月13日には、大内義隆が勅使下向を祝する書状を惟豊に送っている(5)。このように従三位昇叙に関わる一連の文書が、まとまって伝来しているのはまことに希有のことである。なお、般若心経とそれを社頭に納めるよう指示した惟豊の書状は西巖殿寺に所蔵されている。



Ⅲ(1) 後醍醐天皇綸旨（宿紙）



Ⅲ(2) 後醍醐天皇綸旨（宿紙）